

千葉市公金のマルチペイメントネットワークを利用した収納に係る事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）が、千葉市予算会計規則第95条の2に規定する電気通信回線を利用した収納手続の特例として、マルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）を利用した場合の収納手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 金融機関を会員として構成され、MPNの構築及び運営並びにMPNによる各種サービス等の仕様及びガイドラインの検討・決定等を行う組織をいう。
- (2) MPN収納サービス 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）に登録する指定金融機関等が公金を納入しようとする者（以下「納入者」という。）及び地方公共団体に対して提供するサービスで、納入者による公金の納入を指定金融機関等の店舗窓口、現金自動預払機（以下「ATM」という。）、及び指定金融機関等が定める各種の情報端末等（以下総称して「チャンネル」という。）を通じて可能とし、納入後即時に又はその後一括して、地方公共団体にMPNを経由して、納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下「領収済通知」という。）が送信されるサービスをいう。
- (3) オンライン方式 指定金融機関等窓口担当者又は納入者が、MPNに対応した納入通知書及び納付書（以下「納付書等」という。）に基づき運営機構所定の方法で納付先、納付金額に関する情報（以下「納付情報」という。）を地方公共団体に照会したうえで、オンライン上で納付後即時に領収済通知が送信される方式をいう。
- (4) 一括伝送方式 納入者から指定金融機関等の店舗窓口において受付された納付書等に基づき、運営機構所定の方法で、指定金融機関等の各行が収納した市税の仕分集計作業を集中して執り行う事務センター等（以下「センター等」）で領収済通知を作成し、これを納付後一括して地方公共団体に送信する方式をいう。
- (5) 総括店 指定金融機関の店舗のうち指定金融機関等において取り扱う公金の収納及び支払に関する事務の総括の事務を行うものをいう。

(店舗等)

第3条 指定金融機関等は、ATM並びに電話機、パーソナルコンピュータ、情報提供サービス対応型の電話機・携帯情報端末等（以下「リモートチャンネル」という。）において、納入者によりMPN収納サービスが利用される場合には、「千葉市予算会計規則」、「千葉市指定金融機関事務取扱契約書」、「千葉市指定代理金融機関事務取扱契約書」及び「千葉市収納代理金融機関事務取扱契約書」（以下「規則等」という。）の店舗の定めにかかわらず、当該チャンネルによる取引を通じ、公金の収納事務を取り扱うことができるものとする。なお、ATMについては、店舗外に設置のATMを含むものとする。

2 前項のATM、リモートチャンネルによる公金の収納事務並びに一括伝送方式の取扱等の事務は、

センター等において取り扱うことができるものとする。

- 3 指定金融機関等は、MPN収納サービスが利用できるATM及びリモートチャネルについて、運営機構所定の方法により周知するよう努めなければならない。

(公金の整理区分)

第4条 総括店は、指定金融機関等からMPN収納サービスにより領収済通知が送信された公金については、当該収納金の千葉市の預金口座へ受入日ごとに整理するものとする。

- 2 総括店は、前項について、銀行営業日以外（以下「休祭日」という。）に領収済通知の送信が行われたものについては、休祭日の翌営業日以降の所定の日休祭日の前営業日のものと合わせて整理するものとする。

(チャネル取扱区分)

第5条 指定金融機関等は、MPN収納サービスを提供することのできるチャネル並びにサービス取扱時間等の取扱内容を任意に選択することができるものとする。

- 2 指定金融機関等は、MPN収納サービスを提供する店舗、ATM及びリモートチャネルといったチャネル取扱区分について、新設又は変更若しくは廃止する場合には、千葉市公金のマルチペイメントネットワークによる収納サービスチャネル等届出書（第1号様式）により、千葉市に（指定代理金融機関及び収納代理金融機関の場合は、指定金融機関を経由して。以下本条において同じ。）届け出なければならない。
- 3 指定金融機関等は、第3条第2項により、ATM及びリモートチャネルの収納事務並びに一括伝送方式の取扱等の事務を規則等に定められた店舗以外で行おうとする場合には、前項に定める様式によりその部署名等を千葉市に届け出なければならない。

(ATMによる公金の収納)

第6条 指定金融機関等は、ATMを通じた取引において、MPN収納サービスにより公金を収納しようとするときは、納入者から運営機構所定及びその他必要な事項の入力により納付情報の照会依頼を受け、これに基づき千葉市に納付情報を照会依頼し、千葉市からの照会応答による納付情報について、納入者の確認を受けたうえで、納入通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づき納入者から公金を収納しなければならない。

(リモートチャネルによる公金の収納)

第7条 指定金融機関等は、リモートチャネルを通じたインターネット等による取引において、MPN収納サービスにより公金を収納しようとするときは、納入者から運営機構所定及びその他必要な事項の入力等により納付情報の照会依頼を受け、これに基づき千葉市に納付情報を照会依頼し、千葉市からの照会応答により納付情報について、納入者の確認を受けたうえで、納入通知書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づき納入者から公金を収納しなければならない。

(領収書の取扱)

第8条 指定金融機関等は、第6条及び第7条の規定に基づき収納した公金については、あらかじめ納入者の了解があった場合に限り、領収書の発行を省略することができるものとする。

(ATM等の収納における領収済通知の送信)

第9条 指定金融機関等は、第6条及び第7条の規定に基づき公金を収納したときは、当該公金に係る領収済通知をオンライン方式により、千葉市に送信しなければならない。

(窓口収納における領収済通知の送信)

第10条 指定金融機関等は、その店舗窓口において公金を収納したときは、当該領収済通知書に係る領収済通知をオンライン方式又は一括伝送方式により千葉市に送信することができる。

2 指定金融機関等は、前項の規定により領収済通知を送信する際には、当該領収済通知書の「領収日」欄には、当該領収済通知書の領収日付を正確に記録するものとし、収納金として証券を受領したときは、その旨とその金額も記録しなければならない。

(支払拒絶証券の処理)

第11条 指定金融機関等は、店舗窓口において、収納金として受領した証券のうち、第10条第1項の規定に基づき領収済通知を送信したのに対し、地方自治法施行令第156条第2項の規定による支払拒絶があったときには、当該支払拒絶があったことを証する書類にオンライン方式又は一括伝送方式により領収済通知を送付した旨を表記し、当該証券及び当該証券に係る原符の写しを添付し、総括店に送付するものとする。

(収納金の受入)

第12条 指定金融機関等は、納入者から受け入れた収納金について、千葉市の預金として区分管理できるようにし、即日、別段預金口座に預金しなければならない。

2 指定金融機関等は、第6条及び第7条の規定により収納した公金については、別段預金口座を本店又はセンター等に開設し、当該収納金を当該別段預金口座に集中して預金することができるものとする。

3 指定代理金融機関又は収納代理金融機関は、第9条及び第10条第1項の規定により領収済通知を送信したのものについては、運営機構所定の指定金融機関等相互の為替決裁等の方法により、当該収納金を指定金融機関における千葉市の預金口座に振り替えなければならない。ただし、第9条及び第10条第1項の規定によりオンライン方式で領収済通知を送信したもののうち、運営機構所定の取扱に基づき領収済通知を取り消したものを除くものとする。

(証拠書類等の保管)

第13条 指定金融機関等は、第6条及び第7条の規定に基づき収納した公金の証拠書類等については、領収済通知の送信を取り消したものを含め、運営機構所定の取扱に基づき、その情報を電子媒体等により保管しなければならないとし、その保管場所は本店又はセンター等とすることができる。

2 第10条第1項の規定により送付した領収済通知に係る領収済通知書の保管期間については、当該領収済通知を送信した日を含め、5営業日以上とする。

(収納金の預金口座への受入)

第14条 総括店は、指定金融機関等がMPN収納サービスにより領収済通知を送信した公金に係る収納金については、運営機構所定の指定金融機関等相互の為替決済による決済が行われ、総括店に当該収納金が振り替えられた日（原則、指定金融機関等が領収済通知の送信を行った日の2営業日後）に、即日、千葉市の預金口座に受け入れるものとする。

2 総括店は、前項の収納金の預金の受入にあたっては、運営機構所定の還元データ等に基づき、内容を確認したうえで行うものとする。

(計数差異発生時の調査)

第15条 総括店は、MPN収納サービスにより千葉市が取得した領収済通知の合計金額と収支報告書の金額とに差異が発生したときは、千葉市及び総括店が取得した各種の情報等に基づき、調査を行うものとする。

(MPNによる収納取扱手数料)

第16条 千葉市は、「千葉市指定金融機関事務取扱に関する契約書についての覚書」に基づきMPNによる収納取扱手数料（以下「取扱手数料」という。）を支払うものとする。

2 前項の取扱手数料は、次の各号に掲げる手続きに基づき支払うものとする。

(1) 指定金融機関は、上半期分（4月から9月まで）及び下半期分（10月から翌年3月まで）の取扱手数料を指定期日までに、千葉市に請求する。

(2) 千葉市は、前号の請求があったときは、内容を審査のうえ、速やかに指定金融機関に取扱手数料を支払う。

(3) 指定金融機関は、前号の取扱手数料を受領したときは、速やかに取扱金融機関に支払う。

(書類及び帳簿の様式)

第17条 この要綱による事務処理について必要な書類及び帳簿の様式は、別記のとおりとする。

(疑義の決定)

第18条 この要綱について疑義が生じたときは、千葉市と取扱金融機関が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

千葉市公金のマルチペイメントネットワーク収納サービスチャネル等届出書

年 月 日

千葉市 様

千葉市指定・指定代理・収納代理金融機関

金融機関名（取りまとめ店名）

--	--	--	--

⑨

下記のとおり届け出ます。

チャネル区分	収納方法	可否	収納取扱店（注1） （部署コード）	備考
パソコン（インターネット） （個人向け）	オンライン方式			
パソコン（インターネット） （法人向け）	オンライン方式			
携帯電話等情報端末 （モバイルバンキング）	オンライン方式			
固定電話 （テレホンバンキング）	オンライン方式			
ATM	現金			
	キャッシュカード			
店頭窓口	オンライン方式			
	一括伝送方式			

（注1）パソコン・携帯電話等情報端末・固定電話を通じたインターネット等による取引において収納するものについて、その領収済通知の「店舗コード」に設定する店番号等を基本契約で届出済の店舗以外のセンター等本部部署とする場合、その部署名及び部署コードを記入してください。

（注2）新たに取扱区分を追加する場合等既存の届出内容を変更する場合は、既存の取扱内容の記入を含め最新情報の内容を届出ください。

担当

担当部署	
担当者名	
電話番号	